

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

資料－ 1

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-1	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘	各審議会等への女性の積極的な登用	・各審議会等において、女性の積極的な登用を進めます。 ・審議会委員の充て職について、「所長・会長・代表」等に限定せず、団体等から幅広い年齢や性別の人材を登用します。	〔成果〕 ・令和5年度末における登用率は36.4%であり、前年度より微増であった。また、目標値の40%以上を達成している審議会等の割合は47.7%であり、昨年度より、4.6%の増になった。 〔課題〕女性がいない審議会や減少している審議会、登用率が低いままの審議会等があるので、女性の登用を増やすように、担当課への継続的な働きかけが必要である。	〈具体的な取組〉 ・各種団体等から委員の推薦を受ける場合に、可能な限り女性の推薦を得られるよう担当課に働きかけを行うなど、委員選任時に女性の登用促進を行う。 ・審議会委員の充て職について「所長・会長・代表」等に限定せず、団地等から幅広い年齢や性別の人材が登用されるよう、審議会を所管する各担当課に働きかける。 ・女性委員が登用できないまたは、困難な状況にある理由が、要綱や規則等で規定されていることによる時は、女性が登用できるよう改正することを要請する。 ・女性委員登用が困難な分野においては、中期的に委員の発掘を依頼し、登用が可能になるよう、計画的に進めてもらうよう依頼。	人権政策課(全課)/
男女-2	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	審議会等への女性の参画の促進と地域の人材の発掘	女性の人材発掘と市政への参画促進	・地域で活躍する女性の情報を収集し、女性人材バンクの充実に努めます。 ・女性人材バンクを活用し、市政への積極的な参画を促進します。 ・女性人材バンクの活用状況を定期的に調査します。	〔成果〕 現在女性人材バンクの登録者数は49人。うち、11人が委員として活躍されている。令和5年度は新たに3名の登録があった。また、登録台帳の閲覧は4件であり、微増した。 〔課題〕 ・現登録者への継続意向確認が出来ていない。 ・特に、20～40代の登録者が少ない。 ・委員に依頼される方に偏りがある。	〈具体的な取組〉 ・市広報やHP、研修会、学区事業等の機会を活用して積極的に広報や周知を行う。 ・各審議会の公募委員に対して、人材バンクの登録を勧める。 また、地域で活躍されている女性(PTA役員等)の情報収集に努め、登録者の推進を図る。 ・現登録者への現状確認と意向確認および登録状況の確認を行う。	人権政策課
男女-3	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	企業・学校・団体等における男女共同参画に関する取組支援	職場での管理職や団体等の役員への女性の登用	・行政における管理職の登用については、性別を問わず職員の能力や実績など管理職の資質を総合的に判断する中で、進めます。	〔成果〕 男女共同参画社会の構築に向け、男女を問わず職員の経験や能力が施策に十分に反映できるよう、職員の実績等により政策形成や方針決定に携わるポストへ配属をした。 〔課題〕 出産や育児に係わり、職場を長期休暇(業)することに伴う、キャリア形成支援が必要である。	〈具体的な取組〉 研修等を通して意識改革を図るとともに円滑にキャリア形成が行えるよう支援を行う中で職員を育成し、女性の管理職の登用を推進する。また、男女を問わず働きやすい職場環境の整備に取り組む。 【目標値】 課長級以上の管理職に占める女性職員の割合30%以上を維持する。	人事課
男女-4	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	企業・学校・団体等における男女共同参画に関する取組支援	職場での管理職や団体等の役員への女性の登用	・職場において女性の管理職が登用され方針決定の場に参画できるよう企業等への啓発に努めます。	〔成果〕 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会を通じて、企業に対する啓発を実施した。 〔課題〕 令和3年度に市内企業・事業所125社に対して実施したアンケートによると、管理職の男女比率目標を設定していない企業・事業所が約70%と大半であったことから、目標を設定し、能力に応じ計画的に登用されるよう、啓発を行う必要がある。	〈具体的な取組〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、企業に対する啓発を継続して実施する。 また、企業訪問等を通じ、女性管理職の登用状況や登用にに向けた取組状況、登用に際しての課題などを聴き取り、実態・課題の把握を行う。	商工観光課
男女-6,7	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	地域活動における男女共同参画の促進	地域活動の役員への女性の登用	・自治会等の地域活動の役員への女性の積極的な登用を依頼します。	〔成果〕 計画の中で、女性の代表者または副代表者のいる自治会の割合17%を令和5年度の目標値と設定していたが、実績は23.9%と目標値を上回った。 〔課題〕 自治会においては役員選出自体に苦慮されている。その中で女性の登用をお願いしている状況であるが、年度により女性の役員選出数にばらつきがある。	〈具体的な取組〉 引き続き、自治会に対し、役員選出される際の女性の積極的な登用を依頼していく。(令和6年度の女性の代表者または副代表者のいる自治会の割合は、19.7%であった。)	人権政策課
男女-9	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	女性リーダーの育成	男性への意識改革	・女性がリーダーとして会議や活動に参加できるよう、男性が家事・育児・介護を担うための意識改革の啓発に努めます。	〔成果〕子育て世代の男性を対象にした親子参加イベント(マジックショーと親子あそびの紹介)を実施し、男性の家事・育児参画の重要性について啓発を行った。 参加者: 親子50組149人(会場開催) 〔課題〕家事・育児・介護に関心の少ない方に対して啓発を行う必要がある。また、参加者同士が自然に悩みを言い合える環境づくりも必要である。定員を上回る申込があったので、開催回数や開催時間、定員を見直す必要がある。	〈具体的な取組〉 男性の家事・育児・介護等の重要性について啓発する講演会を、多くの男性に参加いただけるよう親子イベントの内容を工夫する中で、開催する。参加定員等も見直し、申込者全員が参加できるように実施する。さらに親子で参加しやすい時間を検討する。	人権政策課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-10	ワーク・ライフ・バランスの推進	働き方の見直しに向けた啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発	・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発と、働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	〈成果〉11月の「仕事と生活の調和推進月間」において、一人ひとりがライフスタイルや職場環境を見直すことにつながる広報・啓発活動を幅広く市広報およびホームページ等を通じて行い、意識の醸成が図れた。 〈課題〉未だ「夫は外で働き、妻は家庭を守る」といった固定的な性別役割分担意識が根深く残っている。また、有給休暇や男性の育児休業の取得促進や働き方の見直しを啓発していく必要がある。	〈具体的な取組〉11月「仕事と生活の調和推進月間」において、対外的にも市内にも集中して広報および啓発を行う。また、地域研修会等で、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発ができるよう、各学区の研修内容を共に検討する。	人権政策課
男女-12	ワーク・ライフ・バランスの推進	家庭生活への男女共同参画の促進	家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と学習機会の提供	・男女がともに担う意識が浸透するよう、男性の家事・育児・介護等への参画促進に努めます。 ・家事・育児・介護等の技術や方法を学講習会や研修会等を開催します。	〈成果〉【家族介護者教室】男女がともに介護者として家庭生活・家族介護に参画できるよう、介護の知識や技術の習得、介護者同士の情報交換の場として、圏域地域包括支援センターで家族介護者教室を開催し、家族介護者の心身の介護負担が軽減できるように努めた。 南部 延べ33人(全3回)中部 延べ81人(全5回)北部 延べ97人(全4回) 【いきいき男性プロジェクト】いきいき男性プロジェクトでは、男性高齢者を対象に男性の社会参加の促進や地域包括支援センターとの関係作りを行う事業を開始した。 2回 参加者数実13人、延べ21人 〈課題〉介護者への支援強化として男性介護者への家族介護教室への参加勧奨に努める必要がある。	〈具体的な取組〉男女がともに介護者として家庭生活・家族介護に参画できるよう、介護の知識や技術の習得、介護者同士の情報交換の場として、家族介護者教室を継続して開催する。窓口対応や訪問などでも周知し、家族介護者の参加を促していく。特に介護で孤立する可能性のある男性介護者が集まれる場として、いきいき男性プロジェクトを実施する。	地域包括支援センター
男女-13	ワーク・ライフ・バランスの推進	家庭生活への男女共同参画の促進	家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と学習機会の提供	・男女がともに担う意識が浸透するよう、男性の家事・育児・介護等への参画促進に努めます。 ・家事・育児・介護等の技術や方法を学講習会や研修会等を開催します。	〈成果〉母子健康手帳交付時等に実施するネウボラ面接において父子手帳を配布し、妊娠をきっかけとした男性の家事・育児参画を促した。 父子手帳配布数 741部 また、令和5年度からはじめましてサロンのうち、パパママサロンを土曜日にも実施し、父親にも育児啓発を行った。 参加者数(母親・児も含む) 妊娠期:実施回数6回 利用者数 36組 産後期:実施回数6回 利用者数 14組 〈課題〉ネウボラ面接に父親が同席している場合は、父子手帳を活用しながら直接父親に対して家事・育児参画への啓発を行えるが、父親が同席していない場合は、母親を通じて父子手帳による啓発を行うことしかできない。また、妊婦健診などを受診する母親に比べ、父親は指導・啓発機会が少ない。	〈具体的な取組〉引き続き、父子手帳の配付やはじめましてサロンなどで産後の育児参加などについて啓発する。令和6年度より新生児訪問時に、父親向けの育児パンフレットを配付し、家事育児方法の啓発を行う。	母子保健課
男女-15	ワーク・ライフ・バランスの推進	男女がともに参加しやすい地域の環境づくり	地域のリーダーの育成	・まちづくり推進員への、女性の積極的な登用を依頼します。 ・研修会を開催し、まちづくりのリーダーの育成と資質の向上に努めます。 ・個々の状況を認め合い、男性も女性もともに助け合い協力しながら地域活動を行うという視点で、意識啓発を行います。	〈成果〉まちづくり推進員について、積極的な女性の登用を依頼した。令和5年度の推進員の女性比率は約20%であった。 〈課題〉まちづくり推進員の女性比率はここ数年20%台で推移し、未だ低い状態が続いている。	〈具体的な取組〉今後、まちづくり推進員について積極的な女性の登用を依頼していきます。 ・市民参加と協働のまちづくりフォーラムとの共催等を通して、市民活動の最前線で活躍される女性を取り上げることで女性の参画意識の醸成と資質向上を図る。	社会教育・文化振興課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男-19	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進	女性の活躍の場の拡大	・市民活動に関する情報の提供と相談機能の充実に努め、女性の参画を促進します。 ・市民活動において、特定の性や年齢に偏らず、多様な人々が参画できるよう啓発に努めます。	〈成果〉 市民活動に役立つ情報を提供する「さんさんまちサポセミナー」を開催。全8回で延べ83名の市民に受講いただいた。受講者の多くは女性で、セミナー内で出会った受講者が新たに市民活動を始めなどの成果も見られた。 また、「市民提案型まちづくり支援事業」では、17団体に計1,751,100円の助成を行うことで、活動団体の自主的、自発的な活動の支援ができた。 〈課題〉 市民提案型まちづくり支援事業で活動資金を助成しているが、活動資金以外のサポートが十分でない。今後は視察や面談などを通じて、団体の課題や悩みを把握し、適切なアドバイスができるよう伴走型の支援が求められる。	〈具体的な取組〉 ○【令和6年4月～令和7年3月】 R6.2月に受けた「中間支援組織あり方研究会」からの提言の具現化を進める。 ・「市民活動活性化アドバイザー」を設置し、市内の市民活動団体に向けて相談会を実施する。また、まちづくり推進コーディネーターや職員の指導にもあたっていただくことで、中間支援に関する知識やノウハウの蓄積を図る。 ・マッチング機能強化を図るため市民提案型まちづくり支援事業採択団体の交流会を開催する。 ・市民提案型まちづくり支援事業の助成金を活用し、新たな市民公益活動団体の立ち上げ支援をはじめ、公共の担い手の創出に取り組む。 ・【令和6年7月～】 「さんさんまちサポセミナー」の開催。前年度までの内容とニーズをもとにセミナーの内容を決定し、より多くの市民に有益な情報を提供する。全8回の開催を予定。	市民協働課
男女-21	ワーク・ライフ・バランスの推進	市民活動や市民活動団体への女性の参画の促進	人材の育成とネットワークづくりの支援	・養成講座等の開催により、市民活動の担い手の育成に努めます。 ・市民活動の発表の場や交流の場を提供し、女性の団体やグループの活動やネットワークづくりを支援します。	〈成果〉 「市民参加と協働のまちづくりフォーラム」において、女性が活躍する市民活動団体から事例発表をしていた。市民活動の最前線で活躍される女性の講演を聞くことで、参加者の市民活動への意識醸成につながった。また、他のイベントと合同で開催することで、集客に努めた。 〈課題〉 市広報やHP、チラシの送付など事業実施のため情報発信を行っている。まちづくりフォーラムについては、他のイベントとの合同開催で前年度よりも多くの市民にご参加いただけたが、情報を求めている人に、いかに情報を届けるかは引き続き課題である。	〈具体的な取組〉 ・【令和6年5月および11月】 市民参加と協働のまちづくりフォーラムの開催(5月は社会教育文化振興課と共催、11月は下記の市民活動フェスタ内で開催予定)。 ・【令和6年11月】 守山市民交流センターを拠点に活動する団体を中心とした「市民活動フェスタ」を開催している。交流センターの利用団体および参加者の高齢化が顕著であることから、市民提案型まちづくり支援事業の採択団体等にも参画いただくことでイベント内容の刷新を検討する。性別や年齢に関わらず誰もが交流できる場を提供する。	市民協働課
男女-22	働く場での女性の活躍推進	男女の均等な雇用機会と待遇の確保	職場での女性人材の育成と管理職への女性の登用	・男女における職場・職域の固定観念の払拭に向けた啓発に努めます。 ・方針決定の場に女性が参画できるよう市職員の管理職への女性の登用に努めます。	〈成果〉 人事異動において女性職員の積極的な登用と多様な職場への配置を行っている。R6.4現在、課長級以上の管理職に占める女性職員の割合は33.3%となった。 〈課題〉 出産や育児等に係わり、職場を長期休暇(業)することに伴う、キャリア形成支援が必要である。また、男性職員についても積極的に育児に伴う休暇(業)の取得ができるよう職場内の更なる意識改革を図る。	〈具体的な取組〉 出産や育児等に係わって長期休暇(業)することを見据え、多様な職場への配置によりジョブローテーションを行い、キャリア形成を図る。 また、職員が育児休暇(業)からの復帰後においても、安心して子育てができる職場環境および職員体制の整備に取り組む。 【目標値】 課長級以上の管理職に占める女性職員の割合30%以上を維持する。	人事課
男女-30	働く場での女性の活躍推進	仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ	労働時間短縮等への啓発	・事業主に対し、時間外労働の改善や年次有給休暇の取得促進の啓発に努めます。	〔成果〕 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会を通じて、企業に対し、障害者雇用の実態の把握や、企業代表者に対し、ハラスメント対策の研修を行い、働きやすい職場環境づくりを啓発・推進した。 〔課題〕 近年、リモートワークや時差出勤など働き方改革が進んだ一方で、人手不足による労働時間の増加や生産性の低下が生じるおそれがある。	〈具体的な取組〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、企業に対してワーク・ライフ・バランス推進に関する啓発を継続して実施する。	商工観光課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-31	働く場での女性の活躍推進	仕事と家庭生活等を両立するための事業主への働きかけ	育児・介護休業制度の普及と取得促進	事業主に対する、従業員の育児・介護休業の取得促進の啓発に努めます。	〈成果〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、企業に対する啓発を実施し、育児・介護休業の取得促進を促した。 〈課題〉 企業・事業所67社に対して実施した調査では、「制度はあるが取得しづらい」「制度はあるが運用していない」「制度がない」も約4割あるため、実効性のある制度となるよう働きかける必要がある。	〈具体的な取組〉 職員による企業訪問や企業内人権教育推進協議会の研修会等を通じて、「(改正)育児・介護休業法」に関する制度等について企業に対する周知・啓発を実施する。	商工観光課
男女-32	働く場での女性の活躍推進	女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実	女性の起業や再就職への支援	・女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。 ・女性の起業や就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います。 ・フリーランスや個人事業主の女性に対し、情報提供や研修会を行います。	〈成果〉 ・女性の再就職支援セミナーの開催(10/13.20.30)3回連続講座を会場開催とZoomによるオンライン講座として実施、参加者31名であった。 1回目は、「ちょうどいいはたらき方を見つけよう!103万、106万、130万、150万の壁」という社会保険適用拡大についてを実施。会場開催が好評であった。 ・守山商工会議所や、滋賀県女性活躍推進課、滋賀県立男女共同参画センターが実施する起業支援セミナー等の開催情報をチラシの配布やHP等により提供を行った。 〔課題〕 開催時期も工夫をしているが、参加者数は微増に留まり、目標に届いていない状況であり、見直す必要がある。	〈具体的な取組〉 ・女性の再就職セミナーの開催 起業や在宅ワークなどを含め多様な働き方から自分にあった働き方を選択し、キャリアプランを描いていく方法や、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら働き続けるための両立のポイントや心がまえ等についての講座内容とする。また、今後受講者や審議会等において、いま、再就職を望む女性が必要とされている内容を精査し、効果的なセミナーを企画する。 県内で起業を目指す女性を支援する「女性の起業応援センター」など、女性の起業支援(コワーキングスペースや専門家による面談、セミナーの開催等)が充実しているため、周知を行い、活用を促す。開催時期においては、保育園の申込時期や、求人が多い時期に合わせるなど、昨年度の開催時期より早める。	人権政策課
男女-33	働く場での女性の活躍推進	女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実	女性の起業や再就職への支援	・女性の起業や再就業を支援する学習会の開催や情報提供を行います。 ・女性の起業や就業に対する、家族や周囲の理解や協力について啓発を行います。 ・フリーランスや個人事業主の女性に対し、情報提供や研修会を行います。	〈成果〉 商工会議所と連携し、女性を含めた起業を検討される方を支援する研修会を開催した。また、県制度融資(開業資金)利用者の費用負担軽減のための保証料助成を行った。 ・もりやま創業支援セミナー 2回(参加者のべ53名) テーマ:「副業術」「創業×事業継承×地域資源」 ・もりやま創業塾 6回(参加者のべ118名) ・保証料助成 0件	〈具体的な取組〉 商工会議所委託事業において、引続き女性を含む創業・起業支援を展開する。 また、県制度融資(開業資金)利用者の費用負担軽減のための保証料助成についても引き続き広報する中実施する。	商工観光課
男女-34	働く場での女性の活躍推進	女性の就業・再就業への支援・相談体制の充実	職業相談体制の充実と職業紹介の実施	・就労関係機関と連携し、就労安定推進員による就労相談を実施します。	〈成果〉 女性を含む就職困難者に対して、就労安定推進員による就労相談を年間を通じて実施した。 就労相談者数 のべ542名(実相談者数117名) また、商工業活性化推進員等による企業訪問を通じ、企業・事業所の職場環境や各種制度の取得状況などを聴き取り、女性の働きやすい就労先の開拓を行った。 〈課題〉 複合的な要因を抱える相談者が多く、就労につながるまで長期にわたり、様々な対策が必要である。 また、滋賀県と滋賀労働局が設置する、子育て中の働きたい女性の就労サポートに特化した「滋賀マザーズジョブステーション」の周知が必要である。	〈具体的な取組〉 令和3年度策定の「第4次守山市就労支援計画」に基づき、草津公共職業安定所や滋賀マザーズジョブステーション等と連携を図るなか、女性を含む就職困難者への就労相談を継続して実施する。 就労安定推進員、商工業活性化推進員を中心に、就労関係機関や関係課との連携をより一層とりながら、相談者に寄り添った重層的支援を行うとともに、女性の働きやすい就労先の開拓を継続して実施する。	商工観光課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-36	働く場での女性の活躍推進	育児・介護等を支援する環境の整備	待機児童の解消	・保育園等を計画的に整備します。	〈成果〉 待機児童の解消に資するため、保育の受け皿として令和6年4月開所に向けよしみ乳児保育園(定員55人)および小規模保育所(定員19人)を整備した。 〈課題〉 課題である低年齢児の保育ニーズの高まりに対応するため、乳児園等を整備したが、令和6年度も引き続き待機児童が発生した。	〈具体的な取組〉 今年度も引き続き待機児童が発生したことから、令和7年7月に小規模保育所(定員19人)、令和8年4月に保育所(定員90人)の開所に向けた整備を進めている。 また、今年度策定予定の「子ども・子育て応援プラン2025」において、令和7年度以降の人口推計等を鑑み中、今後の事業量見込を検討していく。 ※計画策定期間:令和7年度から令和11年度までの5年間	こども政策課
男女-37	働く場での女性の活躍推進	育児・介護等を支援する環境の整備	子育て支援の充実	・一時預かり保育事業の充実を図ります。 ・子育て支援制度の普及・啓発に努めます。 ・子育てに関する相談体制の充実と相談窓口の周知を図ります。	〈成果〉 スマホアプリで配信する子育て情報について、図書館やほほえみセンター、公民館等でのイベント情報を関係各所と連携する中、積極的に発信を行った。 〈課題〉 アプリの登録数(令和6年3月末時点:2,597人)は増加傾向にあるものの、様々な情報発信ツールを活用し、必要な人に必要な情報が届けられているかの検証等が必要である。	〈具体的な取組〉 引き続き、スマホアプリを活用した子育て情報を積極的に発信し、本市が導入予定のLINEを活用した情報発信手法の検討などを進めていく。	こども政策課
男女-41	働く場での女性の活躍推進	男性の家事・育児・介護等への参画促進	男性の参画への意識づくり	・家事や育児等に男性も参画することの重要性について、啓発します。	〈成果〉男性の家事・育児参画の重要性について啓発することを目的に子育て世代の男性を対象に、親子参加のイベントを市民ホールで実施し、男性の育児参加、家族とのより良いコミュニケーション方法を学んでいただいた。(50組149人参加) 〔課題〕・定員を上回る申込があり、抽選で参加者を決めた。より多くの方、申込者全員が参加できるよう、回数や定員を見直す必要がある。 ・家事・育児・介護に関心の少ない方に対して啓発を行う必要がある。 ・参加者同士が情報交換や悩み相談ができる場も検討する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・子育ての面白さやコソ、家事・育児に参画する重要性についての講演会を親子参加イベントとして実施。 R6年度は、会場開催で、回数、時間や定員を熟慮し、講演会をだけでなく父親間の交流ができる要素を取り入れる。	人権政策課
男女-48	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	男女共同参画に向けた広報・啓発活動の推進	理解と認識を深めるための啓発	・市広報やホームページ、啓発リーフレット等を活用し、啓発を行います。 ・「男女共同参画週間」(6/23～6/29)を中心に街頭啓発等を実施し、広く市民に男女共同参画意識が浸透するよう努めます。	〈成果〉 男女共同参画週間に、広報、ホームページへの掲載、有線放送、のぼり旗の設置、啓発物品設置により啓発を行った。また、「ふれあいもりやま展」において、男女共同参画に関する作品を募集し、展示を行った。また、各学区で男女共同参画学習会を開催し、市民に意識啓発を行った。	〈具体的な取組〉 男女共同参画週間における広報、ホームページ掲載、のぼり旗の設置のほか、ふれあいもりやま展において作品募集を行う。また、継続的に、全学区において、男女共同参画学習会を開催してもらい、広く市民に男女共同参画意識の浸透を図る。	人権政策課
男女-49	男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	市職員に対する意識改革の啓発	職員研修の実施	・市職員が率先して男女共同参画社会づくりを担えるよう、計画的に職員研修を実施します。	〈成果〉 ・「全ての職員が働きやすく動きがいのある職場環境の実現」を目指してワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだ。(管理職の人事評価の業務目標に設定することで職員の意識改革を図っている。) 〈課題〉 すべての職員がワーク・ライフ・バランスの実践や育児休暇(業)が取得できるよう、また職場復帰への不安が軽減できるよう、働き方改革等による職場環境の改善が必要である。	〈具体的な取組〉 働き方改革について実態を把握する中、庁内で具体的な実践を進めるとともに、職員研修を実施し、男女共同参画の意識向上と浸透を図る。 ・各職場に配置した人権施策推進員を中心に男女共同参画の研修を実施 ・市職員の研修としてもりやま・男女のきずな輝きフォーラムを活用 【目標値】 ワーク・ライフ・バランスを実践するために、庁内の業務量の平準化、特定の職員に業務が偏らないように人員配置を行うことで、職員一人当たりの月平均超過勤務時間数月20時間以内を目指す。	人事課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-51	男女共同参画を推進する教育・学習	家庭における男女平等教育の推進	個性と能力を育てる家庭教育の促進	・子育て講座や各園の保護者研修会等を通じて、性別固定観念にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を伸ばす家庭教育の重要性について啓発します。	〈成果〉 児童センターでの親子活動等を通して、父親母親を問わず親としての意識向上を図り、家庭における協働の子育てを推進した。また、児童等を対象に、もりの子会(きっずワールドを含む)を開催し、子どもたちに対して性別にとらわれない自己実現に向けた意識づくりを行った。 令和5年度実績 親子活動計110回(計4,135人参加) もりの子会(きっずワールドを含む)7回(計104人参加) 子育て講座6回(計206人参加) 〔課題〕 若い世代、特に子育て世代への啓発を引き続き進めて、家事・育児の男女共同参画を推進していく必要がある。	〈具体的な取組〉 引き続き、親子活動、もりの子会、子育て講座(年7回)を通じて、「男の子、女の子はこうあるべき」という親の固定的な観念を解消して、子どもが性別にかかわらず個性と能力の伸長が図られるよう啓発する。	地域総合センター
男女-53	男女共同参画を推進する教育・学習	学校・園における男女平等教育の推進	男女平等・男女共同参画教育の推進	・園児や児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等・男女共同参画・女性活躍の推進の意識と実践力の向上に努めます。	〈成果〉 今年度も個を大切にしたい保育・教育に努めているため、男女に関係なく互いに尊重し合っている姿が見られている。また、家庭内においても子育ての男女共同参画の意識が高まっている。 〈課題〉 保護者に対しての啓発の機会が少ない。	〈具体的な取組〉 引き続き、性別にとらわれず、個々を大切にしたい保育・教育を行っていく。そのためには、保育者の意識を高めていくとともに、保護者に対しても機会があるごとに啓発をしていく。	保育幼稚園課
男女-54	男女共同参画を推進する教育・学習	学校・園における男女平等教育の推進	男女平等・男女共同参画教育の推進	・園児や児童・生徒の発達段階に応じて、男女平等・男女共同参画・女性活躍の推進の意識と実践力の向上に努めます。	〈成果〉 ・滋賀県から配付された男女共同参画教材を活用しやすいように、指導案に追記して周知した。 〈課題〉 ・県から配布された男女共同参画教材の活用状況について、活用しきれていない小中学校があった。	〈具体的な取組〉 ・滋賀県から配布された男女共同参画を周知する時に、具体的な指導案等を同時に配布し、小中学校で教材を活用しやすくする。	学校教育課
男女-55	男女共同参画を推進する教育・学習	学校・園における男女平等教育の推進	多様な選択を可能にする進路指導の実施	・性別による固定観念にとらわれず、児童・生徒が主体的に進路選択ができるよう、適切な進路指導を行います。	〈成果〉 ・キャリア教育を通して、性別による固定概念にとらわれず進路選択をすることの大切さ、自分の進路について考えることの大切さについて学習できた。 〈課題〉 ・発達段階に応じ、個々に応じた進路指導を実施していく必要がある。	〈具体的な取組〉 ・性別による固定概念にとらわれることなく、一人ひとりを大切にし、自分らしく生きていくことができる進路指導を目指し、丁寧な関わりを継続していく。 ・滋賀県が配付される男女共同参画教材や動画を活用して、多様な選択を可能にする学びを進路指導に取り入れる。	学校教育課
男女-57	男女共同参画を推進する教育・学習	学校・園における男女平等教育の推進	保育士・教職員の研修の実施	・男女共同参画・女性活躍の推進への意識改革を進めるため、職員研修を実施します。	成果) ・各校園での教職員研修のテーマとして、男女共同参画への意識を高めた。 〈課題〉 ・各校園の研修実施では、男女共同参画のテーマを選択することが少なかった。	〈具体的な取組〉 ・各校園での研修会のテーマとして男女共同参画を取り上げたケースを紹介し、身近なテーマとして取り上げやすいことを紹介する。	学校教育課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-59	男女共同参画を推進する教育・学習	男女共同参画に関する生涯学習の推進	学習機会の提供	・研修会や講演会、人権学習会を通じて、性別による固定観念にとらわれず、だれもが自分らしく暮らせるよう、男女が協力しあうことの重要性について啓発します。 ・男性や若年層の研修会等への参加が進むよう、テーマや周知方法について工夫します。	〈成果〉 市民向けに人権講座、小中学生対象に自主活動学級を開催して人権意識を高めるとともに、性別にとらわれず、自らの意思に基づいて自己実現を図ることについての大切さを啓発した。 令和5年度実績 人権講座計14回(延885人参加) 自主活動学級 小学生14回(延524人)、中学生14回(延304人)	〔具体的な取組〕 人権講座(年14回、内1回は動画配信)および小中学生自主活動学級を継続して開講し、人権に対する正しい認識を深める中、性別による固定的役割観念の解消をはじめ男女平等・男女共同参画についての意識を高めていく。 ・小学生の自主活動学級 13回 延べ550人 ・中学生の自主活動学級 14回 延べ400人	地域総合センター
男女-64,65	男女間のあらゆる暴力の根絶	男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発	・「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11/12～11/25)等において、市広報やホームページ、啓発リーフレット等により、DVをはじめとするあらゆる暴力を容認しない社会意識の醸成に向けた啓発を行います。	〈成果〉 広報もりやま(令和5年11月1日号)に児童虐待防止推進月間とともに、「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載し、啓発に努めた。 ホームページでの周知、有線放送、啓発ポスター・リーフレットの配布等を行った。 〈課題〉 民生委員・児童委員等の地域の支援者や市民等幅広く継続した周知が必要である。	〈具体的な取組〉 ・広報もりやま(令和6年11月1日号)に「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載し、啓発に努める。 ・パンフレット等の啓発資料を活用して、DV等にかかる相談先の周知を図る。 ・民生委員・児童委員等の地域の支援者や、地区会館等の講座等で啓発資料を活用し、市民に広く継続した周知に努める。	人権政策課
男女-66	男女間のあらゆる暴力の根絶	男女間の暴力を許さない社会意識と環境づくり	早期発見、予防に向けた取組の推進	・被害者の発見、通報に関して医療機関・福祉関係団体・学校・警察など関係機関との連携を図ります。	〔成果〕 DV等の配偶者間の暴力に関する相談については、母子・父子自立支援員が、相談者に寄り添いながら対応し、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、相談者の課題解決を行った。 R5 DV相談件数:78件 〔課題〕 DVは周囲に見えにくく、被害者の判断力の低下等により、相談しにくい場合がある。相談窓口の啓発を行うとともに、引き続き早期発見のために、警察や女性相談支援センター等関係機関との連携により、相談者が安心して相談できる環境を整備する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・令和6年度から配置した女性相談支援員を中心に、相談者に寄り添った対応に努め、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。 ・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。 ・相談者に寄りそった相談ができるよう、各種研修等を通じて、女性相談支援員のスキルアップを図る	こども家庭相談課
男女-72	男女間のあらゆる暴力の根絶	ドメスティックバイオレンス(DV)対策の推進と被害者支援	学習機会の提供	・DV防止に向けた研修会等を開催し、広く市民にDVについての認識を深めてもらうことにより、DVの根絶を目指します。 ・学校において、DVおよびデートDVに関する教育を行い、DVおよびデートDVの防止に努めます。	〈成果〉4月の「若年層の性暴力被害予防月間」の広報・啓発の中で、DVは、配偶者や恋人からの暴力であり、これも性犯罪・性暴力であることを周知した。また、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間には「性暴力をなくそう」というテーマで、性暴力やDVについて詳しく、市広報等で、周知し、啓発に努めた。 〔課題〕 ・DV防止に向けた研修会等を開催や関係課と連携し、効果的な学習の機会が提供できているか検証する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、HP掲載、有線放送、庁内コミュニティビジョン等により周知啓発を行う。 ・各種人権学習や地域研修会などにおいて、DV防止をテーマとして取り上げ、市民に認識を深めてもらう機会を増やす。 ・関係課と連携し、一体的にDV等に関する啓発等を行う。	人権政策課
男女-73	男女間のあらゆる暴力の根絶	ドメスティックバイオレンス(DV)対策の推進と被害者支援	学習機会の提供	・DV防止に向けた研修会等を開催し、広く市民にDVについての認識を深めてもらうことにより、DVの根絶を目指します。 ・学校において、DVおよびデートDVに関する教育を行い、DVおよびデートDVの防止に努めます。	〈成果〉 ・自他を大切する人権教育を推進する中で、学校生活の様々な場面でデートDVに限らず暴力や暴言はどんな理由があっても許されないことを指導した中学校がある。 〈課題〉 ・学習機会の程度が学校によって差がある。	〈具体的な取組〉 ・滋賀県が配付される男女共同参画教材にもデートDVなどが紹介されているので、その活用方法を紹介する。	学校教育課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-75	男女間のあらゆる暴力の根絶	ドメスティックバイオレンス(DV)対策の推進と被害者支援	相談体制の充実	・DVの相談や通報に対して、迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ・被害者への支援が的確に行えるよう、関係課や県の配偶者暴力支援センターと連携し、対応します。	〔成果〕 DV等の配偶者間の暴力に関する相談については、母子・父子自立支援員が、相談者に寄り添いながら対応し、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、相談者の課題解決を行った。 R5 DV相談件数:78件 〔課題〕 DVは周囲に見えにくく、被害者の判断力の低下等により、相談しにくい場合がある。相談窓口の啓発を行うとともに、引き続き早期発見のために、警察や女性相談支援センター等関係機関との連携により、相談者が安心して相談できる環境を整備する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・令和6年度から配置した女性相談支援員を中心に、相談者に寄り添った対応に努め、庁内関係部署や警察、中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、支援を行う。 ・広報やHP、パンフレット等でDV等に関する啓発、相談先の周知を行う。 ・相談者に寄りそった相談ができるよう、各種研修等を通じて、女性相談支援員のスキルアップを図る	こども家庭相談課
男女-77	男女間のあらゆる暴力の根絶	性犯罪、性暴力への対策の推進	性暴力等防止に向けた意識改革	・「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等において、市広報やホームページ等を活用して、性暴力等を許さない社会意識の醸成を図ります。	〔成果〕 ・「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)に、市広報やホームページ、ポスター掲示を通して、性暴力被害の予防のため、相談機関等の周知を図り、社会意識の向上が図れた。	〈具体的な取組〉 ・「若年層の性暴力被害予防月間」(4月)等において、市広報やホームページ等を活用して啓発を行う。	人権政策課
男女-84	男女間のあらゆる暴力の根絶	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント対策の推進と被害者支援	学校におけるハラスメントの防止	・学校において、ハラスメントに関する教育を行い、ハラスメントを許さない人権意識の形成に努めます。 ・教職員から生徒への、また教職員同士でのハラスメントを防止するため、研修会を実施し、予防啓発に努めます。	〈成果〕 ・児童生徒、教職員の誰にとっても学校が安心・安全な場となるよう心がけ、人権意識の向上に取り組んだ。教職員のハラスメント対応の窓口を設け、対応できる体制をとっている。 〈課題〕 ・教職員全員がハラスメントに対して共通に認識を持ち、互いに指摘し合える雰囲気づくりが必要である。	〈具体的な取組〕 ・守山市教育委員会ハラスメント防止指針を作成し、各校園に周知している。また、市の窓口も各校園に周知している。ハラスメントのない風通しのよい職場環境づくりを目指し、研修会等を実施し、予防啓発に努める。	学校教育課
男女-85	男女間のあらゆる暴力の根絶	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント対策の推進と被害者支援	企業におけるハラスメントの防止	・ハラスメント防止に向けた啓発と研修会を実施します。 ・企業に対し、研修会の開催とハラスメントに関する相談担当者の設置を働きかけます。	〈成果〕 滋賀労働局などと連携し、ハラスメント防止に関する啓発チラシの配布、ポスターの掲示を行い、企業に対し、ハラスメント予防対策の意識向上につながった。 〈課題〕 企業を対象に引き続き広く周知し、啓発することが必要	〈具体的な取組〕 企業訪問時に、チラシを配布しセクハラ・パワハラ等ハラスメント防止の啓発と、相談をはじめとする社内の必要な体制整備等に努めるよう啓発を行っていく。	人権政策課
男女-86	男女間のあらゆる暴力の根絶	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント対策の推進と被害者支援	相談体制と被害者支援	セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントについて、市広報やホームページ等を活用し、広く市民に相談窓口を周知します。 ・ハラスメント被害の相談や通報に対し、関係機関と連携して迅速かつ慎重に対応するとともに、適切な情報管理を行います。 ・ハラスメント被害者へ適切な対応を行うために、関係職員の研修を実施し、資質向上に努めます。	〈成果〕 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等に庁内LANを通じてハラスメントは人権侵害行為であるとの認識や暴力根絶に向けた取組を推進した。 〈課題〕 継続した啓発、また、定期的な研修会の実施が必要である。	〈具体的な取組〕 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉える等、庁内LANを用いて、周知啓発を行う。	人権政策課
男女-87	男女間のあらゆる暴力の根絶	セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント対策の推進と被害者支援	市職員に対する研修等の充実	・ハラスメントに関する知識や相談窓口の周知など適切な情報提供を行い、市民からの相談に対応できるよう、職員の資質向上に努めます。	〈成果〕 職員が相談しやすい環境を整えるため、守山市職員のハラスメント防止に関する規程に基づき、5名の相談員を設置し、年度初めに相談窓口の周知を行っている。また、管理職向けにハラスメント防止研修を実施し、ハラスメントは身近にあるものという意識改革を図った。 〈課題〕 職場における妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント対策が事業主の義務となり、職場におけるハラスメント対策に継続して取り組む必要がある。	〈具体的な取組〕 ハラスメントのない働きやすい職場づくりに向けて、職場内のコミュニケーションが円滑に行えるよう管理職のマネジメント研修やを充実させて取り組む。 【目標値】 毎年度、相談員を設置することで、相談できる環境を整備する。	人事課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-94	性や健康への理解と健康支援	男女の生涯にわたる健康支援と相談機能の充実	健康づくりへの取り組み	・健康に関する正しい知識の普及と啓発を行います。 ・性別やライフスタイルに応じた健康教育・健康相談を実施します。	〈成果〉 ・小中学校での防煙教育／がん教育 ・園や公民館での出前講座の実施 ・女性の健康に関する専用ホームページでの啓発 ・健(検)診に関する動画の作成、Youtubeでの動画広告 ・Youtubeでの健康講座の配信、Zoomによる保健指導・健康相談を実施 ・女性・子ども等ライフコースに応じた健康アプローチを含む健康増進計画「第3次健康もりやま21」を策定 〈課題〉 ライフスタイルが多様化するなか、性別・年代に応じた効果的な啓発方法を実践していく必要がある。	〈具体的な取組〉 ・健康の関心を高め、正しい知識の普及と啓発を実施するために、年代別に以下の取組を推進する。 【若年層への啓発】 園・小中学校での防煙教育、がん教育、歯科健康教育、SOSの出し方教育など啓発する。 【働き盛り層、健康無関心層への啓発】 市内ショッピングセンターでの休日の健康イベント、Youtubeでの健康講座の配信、動画による健診を啓発する。 【高齢層への啓発】 公民館や通いの場などでの出前講座を実施する。	すこやか生活課
男女-96	性や健康への理解と健康支援	母性保護と母子保健事業の充実	母性保護に対する理解の促進	・母性機能の重要性や母性保護への意識啓発に努めます。 ・女性特有の疾病に配慮し、健康管理への啓発に努めます。	〈成果〉 ○母性保護への啓発 ネウボラ面接時に、産前・産後休業などの母性保護ならびに母性健康管理の制度について啓発した。 ネウボラ面接 741人 ○女性特有の疾病への啓発 10か月健診、1歳6か月健診、2歳6か月健診、3歳6か月健診時に乳がん・子宮頸がん検診のチラシを配布し、受診勧奨を行った。 チラシ配布数 3,170部 〈課題〉 ・ネウボラ面接時には届出者に伝える内容が多いが、母性保護の啓発についても、分かりやすい啓発に努める。	〈具体的な取組〉 昨年度に引き続き、ネウボラ面接や乳幼児健診などの機会を活用し、啓発を行っている。	母子保健課
男女-97	性や健康への理解と健康支援	母性保護と母子保健事業の充実	母子保健事業の充実	・妊娠期から出産・育児に向けて切れ目のない支援を目指し、保健指導や相談事業を行います。	〈成果〉 ○ネウボラ面接 母子健康手帳交付時に保健師等によるネウボラ面接を行い、個別支援プランを作成するだけでなく、フォローの必要なハイリスク妊婦の把握・支援に繋げる。 ネウボラ面接 741人(うち要フォロー者 143人) ○8か月アンケート 妊娠8か月時にアンケートを実施し、出産間近の妊婦に対する現況確認とフォローの必要性の有無を判断する。令和5年2月より実施。 回答数371件 ○新生児訪問 助産師または保健師が生後60日頃までの児の発達状態の確認と母の状態確認のために訪問。 新生児訪問件数 実人数675件(うち他市への訪問依頼27件、他市民への訪問人数は含まず) 実施率100% ○乳幼児健診 乳幼児の身体の発達等について状況確認・指導等を行うが、あわせて保護者の確認を行い、適切な指導や相談につなげる。 乳幼児健診受診率 98.8% ○妊産婦への切れ目のない支援を考える会 妊産婦への適切な支援を行うことと、その関係者との関係づくりを目指すため、会議を開催。 〈課題〉 ・新生児訪問や乳幼児健診などは、受診率100%を目指し、未受診者には受診勧奨を実施するとともに、フォローが必要な母児に対し早期に適切な支援ができるよう、福祉分野との連携も強化する必要がある。	〈具体的な取組〉 ・昨年度に引き続き、ネウボラ面接時にフォローの必要な妊婦の把握に努め、医療機関との連携を密にし、適切な支援を行っていくとともに、8か月アンケート時にフォローが必要な妊婦の再確認を行う。 ・新生児訪問については、昨年度に引き続き100%の実施をめざし、特に気になるケースについては、早期にフォローできるように努める。 ・妊産婦への切れ目のない支援を考える会では、引き続き妊産婦への適切な支援を行うための方策について、関係者と協議を行っていく。	母子保健課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-98	安心して暮らせる地域づくり	地域での支援体制の充実	地域活動への支援	・民生委員児童委員など地域活動のキーパーソンに対し、男女共同参画を学ぶ機会を提供し、地域における男女共同参画の意識を広げる活動を支援します。	〈成果〉 民生委員・児童委員について、主に学区単位および委員向けに人権学習を実施された。 〈課題〉 意識の継続のため、定期的な研修を続けていく必要がある。	〈具体的な取組〉 研修を継続的に行えるよう、種々の研修を紹介するとともに積極的な参加を呼びかける。	健康福祉政策課
男女-99	安心して暮らせる地域づくり	防災活動等の分野への男女共同参画の促進	防災計画や防災連等への女性の参画の促進	・防災計画等に男女双方の視点、高齢者若者など多様な年齢層の視点を反映するよう努めます。 ・地域での自主防災組織の充実を図り、地方防災計画の策定を支援するとともに、防災訓練等への女性の参画を促進します。	〈成果〉自治会や民生委員による災害に備えた見守り活動につなげる為の「避難行動要支援者名簿」配布時に、男女双方の所感や意見を頂いた。 また、地域女性消防隊の結成・維持など、女性参画の促進に取り組んで頂いている。地域で実施されている防災訓練では、男女問わず多くの女性も参画されており、中学生の参加を呼び掛けたことから若い世代の参加もあった。 〈課題〉男女問わず、防災意識をより一層高める為の啓発活動継続が必要。	〈具体的な取組〉地域防災計画策定時には、頂いた意見を反映するよう努める。 地域の防災訓練など、身近なところから女性や青少年に参加してもらえるよう啓発を行い、中学生の参加を呼び掛ける。また、市が主催する訓練等においても女性や若者が多く参加してもらえるよう要請する。	危機管理課
男女-100	安心して暮らせる地域づくり	防災活動等の分野への男女共同参画の促進	さまざまな分野への女性の参画の促進	・防災活動等の分野への、積極的な女性の参画を促進します。 ・女性リーダーの発掘と人材育成に努めます。	〈成果〉守山市消防団では守山サンレディース分団が女性消防団として活動しており、積極的に活動いただく中で、女性の防災分野での活動促進が行われている。また、市や各学区の広報を用いて積極的な団員募集を行った。 〈課題〉女性消防団については、欠員こそ生じていないものの、新しいい手を見つけることが難しい。	〈具体的な取組〉 女性リーダーとなる人材を発掘させるためにも、広報や自治会防災訓練に守山サンレディース分団長が出向く等、積極的なPR活動および新規団員獲得へ向けた勧誘を継続させる。	危機管理課
男女-101	安心して暮らせる地域づくり	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	経済的自立に向けた取り組み	・ひとり親家庭等に対し、世帯や子どもの実情に応じた指導や相談を行い、関係機関との連携により働く場の確保や自立に向けた支援に取り組めます。	〔成果〕 ひとり親家庭の生活相談、就労相談等に応じ、適切な支援を行うとともに自立と生活の安定を図るため、就労支援や経済的支援(貸付制度や訓練給付金)を行った。また、物価高騰の影響による経済的な負担を軽減するため特別給付金の支給を行った。 ・ひとり親家庭等相談件数 1,056件 〔課題〕 非正規で働く女性の割合が高いことから、安定した就労にむすびつくための支援等を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る必要がある。	・就労、生活、養育等の多岐に渡るひとり親家庭の悩みに対応できるよう、母子父子自立支援員による丁寧な相談を図る。 ・児童手当、児童扶養手当、各種給付金を通じて、支援を要するひとり親家庭へ支援を行う。 ・相談者に寄りそった相談ができるよう、各種研修等を通じて、母子父子自立支援員のスキルアップを図る	こども家庭相談課
男女-105	安心して暮らせる地域づくり	貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援	子ども・若者への支援	・貧困の次世代への連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある家庭の子どもへの学習支援や生活面での支援を行います。	〔成果〕 生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親世帯の子どもに対して、貧困の連鎖を断ち切るため、基礎的な学力の向上と、基本的な生活習慣および社会性の育成を目的として、子どもの学習・生活支援事業を実施した。 〔課題〕 実施場所が1か所のみ(浮気町)であり、事業拡大にあたり、対象者のニーズが把握できていない。	〔具体的な取組〕 日常の相談業務やアウトリーチ(訪問)を実施していく中で、対象者のニーズ把握に努め、既存の支援制度を整理し見直していく。 ※令和6年度よりこども家庭相談課で事業を実施する。	生活支援相談課
男女-106	安心して暮らせる地域づくり	高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進	男性の生活的自立の促進	・家事・育児・介護等を男女がともに担う意識の醸成と技術習得に向けた研修会等への男性の積極的な参加を促します。 ・男性の料理教室など、男性向けの自主教室の支援と情報提供を行います。	〔成果〕子育て世代の男性を対象にした親子参加イベント(マジックショーと親子あそびの紹介)を実施し、男性の家事・育児参画の重要性について啓発を行った参加者:親子50組149人(守山市民ホール) 〔課題〕子育て期以外の幅広い年齢層に対する啓発が必要である。	〈具体的な取組〉 男性の家事・育児・介護等の重要性について啓発する講演会を、多くの男性に参加いただけるよう、審議会等で意見も聞く中、イベントを開催する。	人権政策課

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施策の内容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-108	安心して暮らせる地域づくり	高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進	社会活動への参画の促進	・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。 ・シルバー人材センターや市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加の場の拡大に努めます。	〈成果〉 ①すこやかサロン 自治会サロン 68か所 延1,148回、延18,849人参加 学区サロン 4か所 延11回、延37人参加 ②いきがい活動ポイント事業 ・高齢者の閉じこもり防止、ボランティア活動の推進につながった。 ③生活支援体制整備事業の推進 ・毎月開催される地域福祉推進会議や各学区等の話し合いの場(協議体)で高齢者の生活支援等について協議され、いきいき活動補助金を活用して、新たな活動を開始・継続する団体があった。 ④敬老月間 〈課題〉 ①参加メンバーが固定しており、新たな参加者が少ない。参加者が主体的に取り組める内容の検討が必要。 ①～③効果的な取組の周知	〈具体的な取組〉 ・①②サロン、いきがい活動ポイントについて、引き続き広報等により活動内容を紹介することで、新たな参加者や活動団体を増やしていく。 ・高齢者の主体的な活動を支援するための補助制度である「いきいき活動推進補助金」について、補助金の活用事例の紹介を行い、活動の立ち上げに対する財政的な支援を行う。 【目標値】 ・いきいき活動推進補助金 補助団体 20団体	長寿政策課
男女-109	安心して暮らせる地域づくり	高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進	社会活動への参画の促進	・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、また高齢者も担い手となり活躍できるよう、交流、活動の場等、居場所づくりの推進に努めます。 ・シルバー人材センターや市社会福祉協議会等関係機関と連携し、就労やボランティア活動等、社会参加の場の拡大に努めます。	〈成果〉 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護予防に取り組む通いの場に対して、自主的な活動の促進を支援した。 また、いきいき男性プロジェクトでは、男性高齢者を対象に男性の社会参加の促進や地域包括支援センターとの関係作りを行う事業を開始した。 通いの場 79グループ いきいき男性プロジェクト 2回 参加者数実13人、延べ21人 〈課題〉 介護予防事業や家族介護教室への男性の参加者数の増加に努める必要がある。	〈具体的な取組〉 引き続き介護予防に取り組む通いの場の活動の促進について支援する。また、いきいき男性プロジェクトを実施し、高齢男性の生きがいづくりや居場所づくりに努め、社会参加の促進を支援していく。	地域包括支援センター
男女-110	安心して暮らせる地域づくり	高齢者の自立支援と社会活動への参画の促進	介護支援体制等の充実	・介護に関する支援と相談体制の充実を図ります。 ・判断能力が不十分な状態にある高齢者を対象に、地域福祉権利擁護制度等の活用への支援を行います。	〈成果〉 自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な高齢者への支援を行うために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用について相談や支援を行った。 相談件数: 487件 〈課題〉 今後ますます認知症高齢者の増加が見込まれるなか、判断力が低下した人を支援するため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知啓発に努める必要がある。	〈具体的な取組〉 ・成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の制度を必要とする人が利用できるよう周知啓発に努める。	地域包括支援センター

「第4次守山市男女共同参画計画」における施策事業の取組状況等調査票

No.	基本課題	施策の方向	施策名	施 策 の 内 容	令和5年度の成果と課題	令和6年度の取組(事業内容・実施時期・数値目標等)	担当課/者
男女-111	安心して暮らせる地域づくり	社会的な援助を必要とする人への支援	生活支援と相談体制の充実	・日常生活における自立支援に努めます。 ・生活安定に必要な指導が適切に行えるよう相談体制の充実を図ります。	〔成果〕 ひとり親家庭の生活相談、就労相談等に応じ、適切な支援を行うとともに自立と生活の安定を図るため、就労支援や経済的支援(貸付制度や訓練給付金)を行った。また、物価高騰の影響による経済的な負担を軽減するため特別給付金の支給を行った。 ・ひとり親家庭等相談件数 1,056件 〔課題〕 非正規で働く女性の割合が高いことから、安定した就労にむすびつくための支援等を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図る必要がある。	・就労、生活、養育等の多岐に渡るひとり親家庭の悩みに対応できるよう、母子父子自立支援員による丁寧な相談を図る。 ・児童手当、児童扶養手当、各種給付金を通じて、支援を要するひとり親家庭へ支援を行う。 ・相談者に寄りそった相談ができるよう、各種研修等を通じて、母子父子自立支援員のスキルアップを図る	こども家庭相談課